

「昭憲皇太后実録」の編修について

堀 口 修

はじめに

明治天皇の皇后である昭憲皇太后は、嘉永二（一八四九）年四月一七日にお生まれになられ、大正三年（一九一四）四月九日に崩御された。その御生涯については、崩御後、数多くの御伝記や御集が刊行されたことにより、ある程度は理解されている。尤も、その御生涯全般にわたり詳細に記述されたものが刊行されているかという点許ない。しかし、平成に入るとかなり状況がかわり、専門の研究書が次々と発表されるようになった。

それらの研究書は、史料的な面での不便さを乗り越えて皇后の社会的使命や役割について新たな光をあてて新鮮な皇后像を描いている。ここで筆者が、敢えて史料の面に言及したのかというと、昭憲皇太后の御生涯を知る根本的基礎史料、それも正確なものを利用するのが困難にも関わ

らず、関係史（資）料を丹念に調査・分析しながら、データベースを構築して研究に取り組んでいる研究姿勢・方法を念頭に置いてのことである。

ところで昭憲皇太后の御生涯を正確に知るにはどうしたらよいのであろうか。実は、戦前において昭憲皇太后の御生涯を知る御伝記である「昭憲皇太后実録」の編修が宮内省図書寮編修課で開始されていたが、戦災により稿本をはじめ関係資料がかなり焼失したため中止のやむなきに至ったという。しかし、戦後新たに宮内庁書陵部編修課で「昭憲皇太后実録」の編修が開始され、詳しくは後述するが、昭和三九年三月末にまず「昭憲皇太后実録」の編修が成り、ついで実録抄本の作成がめざされ昭和四〇年六月末に抄本の印書を終えた。さらに昭和四一年三月末には御年譜を完成させた。その「昭憲皇太后実録」その他は、現在、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館で公開されている。宮内庁で

編修された「昭憲皇太后実録」は、その御生涯を知る上で、最も信頼のおける御伝記であることは言うまでもないことである。

本稿は、主に戦後に編修された「昭憲皇太后実録」の編修経緯を検討するものである。しかし、関連資料が豊富ではない。そのため編修の基本的な部分しか明らかにできなかったことをお断りしておきたい。⁽²⁾

一 宮内省における編修

大正三年四月九日に崩御された昭憲皇太后の実録編修は、宮内省で昭和一二年から始められた明治以後の皇族実録編修の一環として開始された。この「昭憲皇太后実録」の編修は、順調に進むかに見えたが、昭和二〇年八月の戦災により「蒐集資料の大半を焼失し、未完成のまま、に事業も中止」された。

そもそもこの時の「昭憲皇太后実録」の編修の实情が知れる公文書は非常に少ない。それは右に触れたように関係資料の多くが焼失という事態と無関係ではないであろう。しかし、現在でも公文書の中に若干の資料が残っているの⁽³⁾で、まずはそれを確認してみたい。

昭和一六年一月一四日付で図書頭金田才平から宮内大臣松平恒雄に提出された昭和一五年中の編修課事業成績には

「一、昭憲皇太后実録 自嘉永二年至明治二十年⁽⁴⁾の間が一応編修を終えたとしてしている。また、昭和一七年一月付で編修課長樹下快淳から図書頭金田才平に提出された昭和一六年の編修課事業成績には「一、昭憲皇太后実録 自明治二十一年一月至大正三年四月⁽⁵⁾」とあり、どのような意味における「完結」なのかは判明しないが一応編修を終えた如き記述となっている。しかし、昭和一八年八月二日付で図書頭金田才平から宮内大臣松平恒雄に提出された四親王家実録改修並びに印刷に関する事業開始に関する書類に「昭憲皇太后ヲ始メ奉リ、晃親王、朝彦親王、彰仁親王、能久親王、邦彦王等、内ハ、皇室ニ対シ奉リ、外ハ内治上、国际上其他各方面ニ御関係深宏ナル巨然タル皇族各宮多数含マレ居ルヲ以テ編修ノ完璧ナルヲ得ルハ尚ホ後日ヲ待タザルベカラズ」とあり、必要に応じて手を加えるが如き記述がみられるので、昭和一七年一月付の記述との関係をどのように理解してよいか迷うところである。⁽⁶⁾

右にみたように筆者が確認できた資料は僅かなものである。しかし、昭和一二年以降、少しづつではあるが「昭憲皇太后実録」の編修が進められ、既述したように昭和二〇年八月に焼失したものが「昭憲皇太后実録（四十六括）」もあつたということであるから編修もそれなりに進捗していたと判断される。

二 宮内庁における編修

昭和三二年、宮内庁書陵部編修課において新たに「昭憲皇太后実録」の編修が開始されることになった。その際、中止された「昭憲皇太后実録」を継続編修することは「技術上非常に困難」なので、改めて同編修が計画されたのである。そこで「昭憲皇太后実録の編修に関する事業開始について伺い」が昭和三二年一月一二日付で決裁（立案・昭和三二年一月五日）された。まずはそれを左に掲げる。

昭憲皇太后実録の編修に関する事業開始
について伺い

天皇皇族実録の一環として貞明皇后実録に引き続き、本年十一月より昭憲皇太后実録の編修を開始いたしましたので、左に編修要綱を添えてお伺いする。

なお、去る昭和十二年編修に着手した同皇太后の実録は、編纂の途中戦災に遭つて蒐集資料の大半を焼失し、未完成のまま、に事業も中止されたが、これを継続編修することは技術上非常に困難なので、改めて本事業を計画したものである。

昭憲皇太后実録編修要綱

一、内容と体裁

1、実録の内容は確実な公私の記録・文書などに基いて、皇太后御一生の公私に互る主要な御動静を叙述する。

2、編修の体裁は貞明皇后実録の体例に倣つて編年史料体とする。

二、編修要員

現編修課員の一部（三名）をもつてこれに充て、編修課長が事業を統括する。

なお、右人員では資料の謄写整理などに相当の手不足を生じるので、これを補うために編修期間中毎年継続して三名程度の常勤職員を使用すること、したい。

三、資料の蒐集

根本資料としては、皇后宮職表日記・奥向女官日記や公文書類以下庁内保管の諸資料を採取する外、行啓先所蔵の記録・文書その他庁外にある関係資料をも広く採訪蒐集する。

四、編修年限

凡そ七箇年の予定。

第一年度——第六年度

資料の搜索蒐集とその整備

第五年度——第七年度

三重県下 明治四四年	伊勢神宮 三重県庁 伊勢市役所 伊勢市立図書館 館 二見町役場 二見小学校
広島県下 明治二六年	広島神社 広島県庁 浅野長政 <small>（小幡屋）</small> 院御慰問
群馬県下 明治 六年	富岡製糸所（六年） 太田市大光院 同
明治 七年	新田神社（以上一八・一九年）
明治 七年	群馬県庁 群馬県立図書館 太田市役
明治 一八年	所 館林市役所
明治 一九年	水川神社（六年）
埼玉県下 明治 六年	埼玉県庁 埼玉県立図書館
明治 一七年	
明治 二二年	
茨城県下 明治三年	好文亭 茨城県庁 彰考館
神奈川県下 明治 五年	江戸島（九年・一八年） 鶴岡八幡宮 鎌倉宮 長谷寺 高德院 建長寺 円覚寺（以上一八年）
明治 六年	
明治 九年	神奈川県庁 箱根町役場
明治 一八年	
其他	
静岡県下 明治三九一 大正三年	三島神社（四二・四三・四四・四五年） 沼津日枝神社（三九一四四年） 清見寺（三九・四〇・四二・四三年） 永明寺（四〇・四一年） 大中寺（四二一四五年） 修禪寺（四一年） 原町植松与右衛門宅（三九一四五年）
所	静岡県庁 静岡県立図書館 沼津市役
愛知県下 明治二〇年	愛知県庁 愛知県立図書館 武豊町役場

	二見浦御覽
	浅野邸行啓、陸海軍病院御慰問
	鉄道開通二付高崎駅行啓（一七・一八年）、太田金山（一八・一九年）、館林躰躰御遊行（一九年）
	熊谷附近鮎漁（一七年）、浦和辺近衛演習御覽（二一年）
	近衛演習御覽
	箱根宮ノ下行啓（五・六・九年）、横浜横須賀葉山等行啓

東京都下

府中大国魂神社（一八年）
小金井東京農工大学纖維学部（東京蚕業講習所一四一年）
靖国神社（招魂社一〇年、靖国神社一八九・三二・三九・四〇年） 同社能楽堂（四〇一四五年）
東京慈恵会（二〇一六年・二九年・三三・三七年・三九年・四一・大正二年）
日赤病院（博愛社病院一十九年、日赤病院二一・二五・三七・四三年、外二総会臨御）
福田会育兒院（二四年）
学習院大学（華族女学校一八一四三年、学習院一〇・一六・二〇年）
お茶の水大学（女子師範一八・九・一〇・一一・一四年、高師一十九年、女高師一五・二六・二九・三五・四一・四五年）
東京大学（開成学校一六年、工部大学校一一年、工科大学一〇年、帝大一二二年）
府立高女（女学校一六年、東京高等女学校一二年）
共立女子大学（二三年）
東京盲啞学校（二四・四一年）
東京音楽学校（三三・三四・三五年）
王子製紙博物館（紙幣寮抄紙局一九・一〇・二二年、製紙会社一九年）
動物園（一九・三三・三五・四〇・四一年）
博物館（八・一〇・一五・三五年）
小石川植物園（三三・三四年）

三 編修方針

こうして「昭憲皇太后実録」の編修が開始されたのであるが、本格的に開始されたのは少し後であった。それは、「貞明皇后実録」の編修が最終段階に入っていたため、編修課員の多くはそれに専念していたことによる。そして、本格的に従事しはじめたのは昭和三十四年三月以降であった。⁽⁹⁾

編修が本格化する中、新たに「昭憲皇太后実録資料採取規準」(昭和三十五年二月一六日改訂)と「昭憲皇太后実録編修要綱(案)」(昭和三十五年三月)が策定された。既述したように、昭和三十二年一月段階の「昭憲皇太后実録編修要綱」は基本そのものと言ったもので、それでは実際の編修は混乱してしまう。編修の開始の時には目安程度のものでよかったのであるが、編修を本格的に開始する上ではより詳細な資料採取規準と編修要綱が必要となったのは当然であった。⁽¹⁰⁾

まず「昭憲皇太后実録資料採取規準」であるが、その内容は右に触れた「昭憲皇太后実録編修要綱(案)」(昭和三十五年三月)中の「附 資料採取細則」の原型となったものである。その要点を紹介すると左のようなものである。

一、御身上に関すること(御名、父母、誕生、成年、大

婚、立后、崩御、大葬儀、陵所、修学、教養・趣味・嗜好、信仰、疾病、服喪、叙位、御在所)

二、朝儀・祭祀・年中行事

三、行啓

四、外国交際

五、慈恵救恤、学芸・産業・社会事業等の奨励・被護、

篤業者の表彰

六、御宴、御会食(御陪食)、賜餐

七、慶弔・存問

八、御使(御代拝・御名代)差遣

九、御対面、賜謁

一〇、贈賜・進献

一一、官司其の他

つぎに「昭憲皇太后実録編修要綱(案)」であるが、これは内容からして昭和三十二年一月段階の「昭憲皇太后実録編修要綱」、「昭憲皇太后実録資料採取規準」を統一的、詳細にまとめ上げたものである。これはかなりながいが、これにより編修が進められたので左に全文を掲げる。

昭憲皇太后実録編修要綱(案)⁽¹²⁾

目次

A、実録の体裁と記載事項……………(1才)⁽¹³⁾

B、本文の体裁と記述の形式……………	(4才)
C、資料の配列と記載の形式……………	(5ウ)
D、年譜の内容……………	(7ウ)
附 資料採取細則……………	(8才)

A 実録の体裁と記載事項 (昭和三十五年三月)

I 体裁

本実録は編年史料体による。但し、叙述の都合により間々紀事本末の体をも併用する。

II 記載事項 (内容及び範囲)

一、御一身に関すること

御名、父母、誕生、修学・教養、成年、大婚、身位、疾病 (御仮床以上)、崩御、大葬儀、陵所、服喪、御在所等について記載する。

二、朝儀祭祀

恒例臨時の朝儀祭祀については、皇后の出御及び御代拝のあつた場合に限る。

三、行啓

行啓中のことは御臨席、御視察、御参拝、御代拝、御対面、賜謁、御会食、御陪食、遊行等を記載する。

但し、御避暑、御避寒等の場合は御日常に準じて取扱ひ、御対面、賜謁、贈賜のことは他の諸項に規定されるものに限る。

四、外国交際

外賓接待、外人引見、御陪食、外国帝室・外国元首及び外人との書信物品の贈答、勲章の受贈等を記載する。

五、慈恵、救恤、表彰及び軍隊慰問

御臨席、御視察、賜謁、御使差遣、恩賜等を記載する。

六、学芸・産業及び社会事業御奨励

御臨席、御視察、賜謁、賜餐、御使差遣、恩賜等を記載する。

七、御会食、御陪食、宴遊

前諸項に關聯あるものの外で、皇后の臨席せられたものは全て記載する。

八、御使差遣

前諸項に關聯あるもの、外で、慶弔、危篤御見舞、海外渡航帰朝・出征凱旋の送迎、社寺御代拝、年祭御代拝等の御使差遣を記載する。

九、御対面賜謁

前諸項に關聯あるもの、外で、次に掲げるもの

を記載する。

1 天皇・皇后・皇太后との御対面

2 官吏・軍人等（皇族を含む）の任転免に伴う

賜謁

3 海外渡航帰朝及び出征凱旋に伴う賜謁

4 その他必要と認められるもの

例えば結婚、成年、授爵その他慶事に伴う

賜謁等

十、贈賜

前諸項に關聯あるもの、外で、次に掲げるものを記載する。

1 社寺に対する下賜（幣帛香華料を含む）

2 慶弔の贈賜

例えば誕生、命名、着帯、分娩、成年、婚

約、結婚、賀算、危篤、死去、葬送（判任

官以下は除く）、年祭、初節句、初誕辰、入

学、卒業、初任等に対するもの。

3 海外渡航帰朝及び出征凱旋に伴う贈賜

4 転免に伴う贈賜の特別なもの（その範囲は別

表参照）

5 その他特に理由ある贈賜

例えば転宅、新築、出火、類焼等の特別な

もの、親近者に対する危篤以外の病氣御尋
等

十一、恒例行事

前諸項に掲げたもの、外で、皇后に關係ある年
中恒例の諸行事を記載する。

但し、その記載は初出の年次に限り、次年より
はこれを省く、なおその沿革は初見の条に併述
する。

十二、官制

皇后の附属職司の設置沿革及びその長（大夫・
正権典侍）の任免を記載する。

十三、その他必要と認められる事項

△別表

転免に伴う贈賜は次の官職の者に限る。

宮内省の長官・次官

明治天皇・昭憲皇太后の側近職員（奏任官・侍

遇以上のもの）

英照皇太后の側近職員及び明治天皇・大正天皇の

皇子女附職員（その長及び主要なもの）

B 本文の体裁と記述の形式

I 本文の体裁

一、本文はなるべく詳密に記述する。

二、文体は文語体による。

三、仮名は片仮名を用いる。

四、仮名遣は歴史的仮名遣による。

五、漢字は当用漢字に拘らない。

六、敬語の使用は明治天皇・昭憲皇太后及び各時

代の天皇・皇后・皇太后の御言行並に外国の

国王・皇后（太后も含む）の言行を記述する

時に限る。

七、なお、避暑避寒等比較的長期に亘る御用邸御

滞在の場合は、本文の日附の下に「沼津御滞

在中」等の印を捺して参考に資する。

II 記述の形式

一、人名の記述

1 皇族の名には本文の内容より見て必要ある

時は官公職名を冠する。

2 皇族以外の人名には本文の内容との関聯に

於いて適当な官公職名と爵位を冠する。

3 夫人の名にはその配偶者の官公職名・爵位

氏名を冠する。

4 官公職及び爵位なき人名には位階勲等もし

くは前官公職名等を冠する。

5 漢字を使用しない外国人名は片仮名を用い、

官報（太政官日誌）もしくは公文書に従つてこれを記し、且つ官公職名等を冠する。

二、外国名の記述

1 外国名の表記は原則として現在外務省に於

いて慣用せられているものに従う。但し

「連合王国」の如き一般的でないものはこ

れを避けて、一般通用の「イギリス」の表

記を用いる。

2 文字は片仮名を用いる。なお英米仏独伊の

如く一般に漢字による略称が用いられてい

るものはこれをも併用する。

3 政体の変化その他により国名の変更された

ものについては、当時の名称に従う。

三、地名、建造物名その他固有名詞の名称は全て

当時の名称に従つて記す。

四、陵墓名には御方名を割註を以て記す。

五、同日の本文に二箇以上の事項を含む時は、項

毎に行を改め、且つ第二項以下の各項にはそ

の項首に「是ノ日」と掲記する。又各項の配

列順序は原則として皇后の御動静の上より見

て直接的なものを先とし、間接的なものを後

とする。

六、時間等を記す場合に、資料により差異のある場合は、原則として官報（太政官日誌）乃至公文書による。

C 資料の配列と記載の形式

I 資料の配列

一、資料の配列は庁内公文書（日記・文書）、他官公庁公文書（学校・社寺を含む）、宮内省々報、官報（太政官日誌）、法令集、私的記録、一般編纂物、新聞の順序による。

二、庁内公文書の順序は次の如し。

1 日記は典侍日記、皇后宮職日記（大正時代では皇太后宮職日記）、侍従日記の順に先掲し、他は本文の内容との関係に応じて適宜配列する。

2 文書は附属部局扱文書を先掲し、他は本文の内容との関係に応じて適宜配列する。

II 記載の形式

一、資料名の記載

1 資料名は「」で囲み、その下に次のことを附記する。

(イ) 庁内公文書には整理部局名及び年次

但し各部局保管のものはその部局名を用

いる

(ロ) 庁外所蔵の未刊資料には所蔵者名

(ハ) 刊本及び手記の類には必要に応じて編著者或は記者名

(ニ) 他書に引用もしくは所収の資料には出典名

(ホ) 官報、宮内省々報、新聞には発行年月日、太政官日誌には年次と号数、雑誌には号数或は号名

2 資料名は現名若しくは慣用の名称をも用い、必ずしも原名に拘らない。

但し原名の必要な場合はこれを欄外に註記する。

二、日附の記載

1 決裁文書は、初めに決裁の日附を記載する。決裁の日附不明の場合は立案の日附を記載し、決裁・立案共に日附を欠く場合は日附を空白のまま、決裁の欄を記載する。

なお立案決裁の欄を存しない年代の決裁文書の日付は、「立案・決裁年月日カ」の傍註を附してこれを記載する。

2 文書に日附の記載のないものは、他の資料

に基づいて「年月日」を初めに註記する。

3日記類は初めに年月日を記す。

三、原文に存する註記・付箋の類は必要なもののみを「」に囲んで記し、「朱書」〔頭註〕等と註記する。

四、原文の異体・変体の文字は原則として通用のものに改め、又明かな誤字は訂正する。

五、原文を省略する場合は、○中、○下、○次、○図等略、略、第略と註記する。

六、原文の平出・闕字は、これを行はない。

七、編修者の註記は全て「」で囲み、分註・傍註とする。

八、決裁文書の検印の部分は省略する。

九、附載文書は別紙とし、その初行に親文書との関連を示めず註記を附する。

一〇、行啓録等所収の日記々事には資料名の次行にその日記名称を記す。名称の明かでない場合には当該簿冊の目次名を記す。

D年譜の内容

年譜に記載する事項は本文と同一とする。

つぎに「附、資料採取細則」であるが、これは「昭憲皇太后実録編修要綱(案)」(昭和三五年三月)の「II記載事項

(内容及び範囲)」の「一から一三の各事項に対応した形で、どのような事項に関する資料を採取するのかということについてのガイドラインを示したものである。かなりながいものであるが重要なものなので左に引用する。

附、資料採取細則

一、御身上に関すること

1 誕生・成年・大婚・立后・大喪儀等は儀式・行事の内容(次第・服飾・調度・所役等)についても詳しく採る。

2 修学・教養

a 御日常の講学以下文学・芸能の御教養或は御趣味等に至る迄詳しく採る。

b 御講学以下に奉仕した者の事歴も採る。

3 疾病

a 御仮床以上の場合に限る。尚その中、大病の場合には主要な経過及び全快時の主要贈賜を採り、御祈願等のことがあれば之も採る。

b 其の他保健上の御事蹟があれば採る。

4 服喪

御服喪の事由、期間、忌明の行事(贈賜等)について採る。

5 御在所

所在、営業、指図、沿革等について採る。

二、朝儀・祭祀

1 皇后の御動静（臨御・御拝・御代拝・御名代）を主とするが、なお儀式の次第、贈賜その他関連行事についても次項以下の基準により採取する。
2 祭典・儀式の次第書・時刻表等は臨御・御拝のあつた場合のみ採り、御代拝・御名代の場合は採らない。

3 朝儀・祭祀に伴う贈賜・御供は採る。（適宜略写）

但、恒例の場合には日記類の記事のみとし、関係公文書は採らない。

4 御誕辰については対面、賜謁、内宴、賜餐・贈賜等の全行事及び外国交際に関するものについて採る。

但、贈賜関係の資料は日記類の記事のみとし、関係公文書は採らない。

5 朝儀・祭祀に伴う外国交際に関する事項は採る。
6 以上の外、日記類の記事の採取に当つては御祝膳・御夜ふかし、等の内廷の行事や参賀・賜饌等についても併せ採る。（但適宜略写することあり）

三、行啓

1 行啓先での御動静（御臨席・御視察・御参拝・御代拝・賜謁・贈賜・御会食・御陪食・御遊覧等）は出来るだけ詳しく採る。

a 行啓先の関係員、地方在住有資格者の拝謁は主要なものを略写して採る。（拝謁者名簿は略写）

b 贈賜は原則として行啓先に対するものに限つて採り、宮内官・地方官其の他行啓事務関係者に対する慰労的・報酬的な賜与は採らない。
但、画家・能役者等への賜与の如く、行啓先での御動静を知る上に参考となるものは採る。
c 御泊所等で御覧の物産名、展覧会の出陳品名、御買上の御土産名は略写もしくは不採とする。
d 御参拝の次第書始め行啓先での行事の次第書、記事、余興番組等は採る。

e 行啓先の献上品は略写して採る。

f 陪覧人名（御同伴人名）は採る。（多数の場合は略写）

2 発表、日程、発著割は適当なものを選んで採る。
3 道筋は採らない。

但、行啓先の所在地名が明かでない場合、御遊行の如く行啓先が特定されない場合、一日の中に数箇所を経歴される場合は採る。

4 御列次第は原則として採らない。

5 庶務に関する記事は採らない。(列車運転、警衛、衛生等)

6 御暇乞及び帰京の挨拶として行はれる贈賜(土産を含む)は日記類に関連記事として出るもの、外は採らない。

7 供奉員名は主要なものを略写して採る。

但、東京市内・同近郊の行啓及び転地行啓については日記類記載のもののみ採る。

8 行啓先での御動静を知るに参考となるべき指図・絵図はつとめて採る。

9 行啓願書は全て採る。

10 転地中の御用邸近傍の御散策も一応全て採る。

なお皇居内御苑(赤坂仮皇居御苑・青山御所御苑)の御散策は天皇・皇太后・皇子女と御同伴の御散策や内宴、茶摘御覧等の如き内容のある場合の外は採らない。

11 行啓御礼の為の参内拝謁の記事は行啓当日のもの、み採る。

四、外国交際

1 外国王室・元首以下外国人との交際に関することは全て採る。

慶弔の存問、贈答、宮中喪、引見、接待(会食、陪食)、勲章・書信・物品の贈答等

2 引見、陪食等の通達、次第書等は適当なものを選んで採る。

3 引見の際の御言葉書は採る。

4 拝謁者の経歴、謁謁の理由に関する記事は採る。

5 外国商社よりの製品・書籍等の献上は不採。

五、慈恵・救恤、表彰及び軍隊慰問
1 恒例・臨時の別、事の大小を問はず関係御事蹟は全て採る。

臨時、御視察、御使差遣、恩賜(令旨・御歌・金品)、賜餐、御陪食、謁謁(関係者の転免、御機嫌奉仕、報告、御使の出發・復命等に伴ふもの)、バザーの御買上

2 本文作成の参考となり、又事件の説明となる資料は適宜選び採る。

六、学芸・産業及び社会事業御奨励
第五項に同じ。

七、御会食、御陪食、宴遊

1 皇后の臨席されたもの、外、皇后の思召によつて行はれた賜餐も採る。

2 観月・観梅等の御宴や、御苑での天皇・皇太后或は御縁故者等との御内宴の如きも採る。

3 大規模な御宴の参列人名は略写して採る。

4 御宴の次第は採る。

5 食饌品目、演奏曲目は日記類所載の記事以外は採らない。

6 席割図は原則として採らない。

7 会場の所在に関する記事は採る。

8 召宴の通達は主要なものを探る。

八、御使（御代拝・御名代）差遣

1 前諸項に記載したもの、外、次に掲げるものを探る。

2 慶弔・存問に関する御使・御代拝差遣は左の基準により採否を定める。

a 原則として当該本人に対するものに限る。

但、事項（例えば誕生・成年・結婚）によつてはその父兄に対するものに及び、又天皇・

皇后・皇太后の親近の皇族・御親族に関する場合は天皇その他に対するものも採る。

b 誕生・分娩・着帯・命名・結婚・成年・賀

算・弔問・葬送等に関するものは全て採る。

c 誕辰祝賀の御使差遣は天皇・皇后・皇太后の場合に限る。

d 病氣御尋の御使は原則として危篤の場合に限る。

e 災厄御尋の御使は主要なものに限る。

f 喪中御尋の御使は採らない。

(上部欄外) 天皇・皇后・皇太后・皇族或は極めて親近の親族、元老等の重病の場合には適宜採る。

3 海外渡航・帰朝、出征・凱旋に関する送迎の御使差遣は全て採る。

なお国内旅行の送迎については原則として採らない。

(上部欄外) 明治初年の東京行幸啓、巡幸、広島行幸等の場合

4 社寺に対する御代拝・御使差遣は全て採る。

5 皇族以下の年祭に関する御使・御代拝差遣は全て採る。

なお皇族以下の例祭の御代拝は採らない。

6 御使（御代拝）差遣に伴う贈賜（御供）記事は採る。

九、御対面、賜謁

1 前諸項に記載したもの、外、次に掲げるものを採る。

2 天皇・皇后・皇太后との御対面は全て採る。

3 皇族以下の賜謁は左の規準により採否を適宜定める。

a 官吏・軍人等の転任免、海外渡航（外地赴任・帰任）、帰朝、出征、凱旋、初参内・成年・初誕辰、結婚、賀算、授爵・襲爵等に関するものは全て採る。

なお天皇皇后のいづれに拝謁せるか不明の場合も一応採る。

b 御機嫌伺、賜物の御礼、国内旅行の挨拶等尋常の理由によるもの及び理由の明かでないものは採らない。

c 御養母の拝謁は全て採る。

なお姉妹・叔姪の拝謁は前条の規定に拘らず適宜採る。

4 御対面・拝謁に関連して賜与・献上等の記事があれば併せて採る。（日記類採取の場合）

5 天皇の御対面・賜謁と関連する場合は天皇の御動静も併せ採る。（日記類採取の場合）

十、贈賜・進献

前諸項に記載したもの、外、次に掲げるものを採る。

1 社寺に対する贈賜は全て採る。

金品の寄進、幣帛・香華料・神饌料等

2 慶弔・存問に関する贈賜は左の規準により採否を定める。

（上部欄外）誕生・命名・着帯・分娩・成年・婚約・結婚・賀算・危篤・死去・葬送・初誕辰・初節句・初参内・任官・叙勲・入学・卒業等

a 慶弔の贈賜は当該本人に限るのを原則とする。

但、事項（例えば誕生・成年・結婚）によってはその父兄に対するものに及び、又天皇皇后皇太后の親近の皇族・御親族に関する場合は天皇その他に対するものも採る。

b 誕辰の贈進は天皇・皇后・皇太后の場合に限る。

c 喪中御尋は採らない。

d 危篤以外の病氣御尋は天皇・皇后・皇太后・皇族、親近の親族及び元老等の重病について適宜採る。

e 喪家に対する料理・酒肴や病氣御尋としてそ

の家に下賜される料理・酒肴やの類は採らない。

f 新築・類焼等の贈賜は出来る丈制除する。

(上部欄外) 火災・水難は皇族・御親族及び国務

大臣級以上の官吏、公侯爵級の華族

邸の災害で、類焼、流失・浸水避難

の場合新築・転居は皇族・御親族移

住は他府県に転住するもの

g 旅行帰京に関する存問の贈賜は採らない。

3 年祭の御供(贈賜)は全て採る。

遺族に対する存問的なものは御使差遣のあつ

た場合のみ採る。

天皇以下御近親の皇族・親族の年祭に当つて

は天皇・皇后・皇太后其の他との贈答記事も

採る(日記類の場合)

4 例祭の御供等は採らない。

5 海外渡航(外地赴任)帰朝及び出征・凱旋に関

するものは全て採る。

6 退官・転免に関する贈賜は左の規準により採る。

a 宮内大臣・次官(卿・補)、侍従長・侍従・侍

講、侍医、女官、侍従武官等側近奉仕者、附

属職司の高等官

b 英照皇太后の側近職員及び明治天皇・大正天

皇の皇子女附職員の長及び主要なもの

c 淑子内親王・親子内親王家職員の長及び女官

7 其の他特記すべきもの。

例えば御実家その他に対する年金等の補助或

は慰勞の贈賜の中で特殊なもの等

8 献上は原則として採らない。

十一、恒例行事

例えば皇子女等の例祭の代拝・御供、鎮魂祭・大

祓等の祭典、御父母の祥忌、御使始、隱居女官年

始御礼、節句、七夕花使、中元名月髪上、煤払、

歳末の諸行事、暑中・寒中御伺等の如きものついで、沿革に留意しながら採る。

十二、官制

1 附属職司の外、御内儀向諸制度の中で必要なもの

があれば採る。

十三、その他必要と認められる事項

なお、採取(蒐集)した資料はどのように配列するのか

という点に関しては、その後再調整されるところがあり、

左のルールが確認された。⁽¹⁵⁾

A 資料の配列

I 資料の配列

一、資料の配列は庁内公文書（日記・文書）、他官庁公文書（学校・社寺を含む）、宮内省々報、官報（太政官日誌）、法令集、私的記録、一般編纂物、新聞の順序による。

二、庁内公文書の順序は次の如し。

1 日記は典侍日記、皇后宮職日記（大正時代では皇太后宮職日記）、侍従日記の順に先掲し、他は本文の内容との関係に応じて適宜配列する。
2 文書は附属部局扱文書先掲し、他は本文の内容との関係に応じて適宜配列する。

B 資料の配列順序 稿

- 1 皇后宮職日記
- 2 皇太后宮職日記御内儀掛（宮内省・内膳課（供進課・雑掌・番所）・参候所（祇候）
- 3 侍従日記
- 4 供御日録
- 5 当番日録
- 6 総務課日録
- 7 侍講（読）日記
- 8 東宮記所収史料（常侍官・両長・侍従長日記・庶務日記）
- 9 行啓録
- 10 贈賜録
- 11 幸啓録
- 12 恩賜録
- 13 皇親録
- 14 謁見録
- 15 御葬儀録
- 16 官報
- 17 昭憲皇太后御事歴材料
- 18 その他

〔注意〕

一、資料が公文書の場合、その資料名が確実に捺し

てあるかどうか、その名を捺し忘れた場合もあるかも知れないから、先ず第一にそれを注意する。
一、立案文書とその附属文書とがちゃんといっているかどうか、採取資料が二枚以上に亘ったときは殊に注意する。

一、資料が日記類の時は、はっきり日が記してあるから判りやすいと思うが、はっきりした日附のない場合、或は判りにくい時は次の様にする。
現在まで採取したところで、一番判りにくいのは幸啓録であるうと思われるので、幸啓録を例にとってみると、

「来ル〇〇日天皇皇后両陛下×××に行幸啓云々」とその文書中に記してある場合、資料はその「〇〇日」に入れておく。

しかし、この「〇〇日」も記していない時は、他に立案年月日もあるし、その文書を執行した日附もあるから、そのいずれかに従って一応入れておく。又、日附の記載の全くない場合には、その資料のすぐ前に入っていた文書のところに、付箋して入れておくこと。（大体、その資料の入っている前後の資料の日附から想像は出来るかも知れないが、一応その様にしておくことにしましょう）。

一、公文書の名前の下の左側に記してある、その資料の入っている年度と、その内容の年度とが違う場合がある。この様な時は内容の年月日に従って入れておく。右の様場合は、行啓が二年度に亘って行われた様な時に見られるので、充分注意すること。

一、以上の諸点に注意しながら、第一に「皇后宮職日記」の日附に従って紙（黒ワクの）を入れて行く。そして、入れた紙の年月日欄に鉛筆で「明治十九年十月二十三日」の様に入れておく。次には「侍従日録」「皇太后宮職日記」の様に入れておく。紙を入れる作業は皇后宮職日記の場合と同じ。以上が作業の第一段階。

一、次、第二段階にて、一日の項の資料を、資料の配列順序に従って並べる。

以上

以上、実録編修の上で何を書くのか、そのためにどのような資料をどのような規準で採取するのか、というルールを確認した。当然のこととしてこうしたルールは、編修を進めて行く上で変更を求められるのが常である。右に確認したルールも同じで、事項事項により微妙に変更されるところが生じているであろう。

四 「昭憲皇太后実録」の完成

昭和四十年八月、昭憲皇太后実録は完成を迎えた。その時、書陵部では「昭憲皇太后実録編修概要」が作成される。同概要は、少しながいものであるが左に掲げることにする。なお、傍点は引用者によるものである。

（表紙）

昭憲皇太后実録編修概要

書陵部

（本文）

昭憲皇太后実録概要

昭和四十年八月

本実録の編修は、初め昭和十二年一月明治以後の皇族実録編修事業の一環として始められた。しかるに同二十年八月戦災のため編修途上の稿本及び資料の大半を焼失し、その後一時編修を中止していたが、同三十二年十一月に至り、これを再開することとなり、新たに編修要綱を定め、およそ七箇年の年限をもつてその編修に着手したのである。ただし、着手後一年有余の間は、なお貞明皇后実録の編修を継続中であつたため、職員も多くは本編修に専念することを得ず、本格的にこれに従事したのは、同三十四年三月以降のことであ

つた。これより後、編修課長統轄の下に編修課編修係の全員が担任して専ら資料の調査・採集を進めてきたが、たまたま三十七年六月に至り、同皇太后の五十年御式年祭までに本実録を完成することをもつて事宜を得たものと認め、この時期を別途として編修の促進を図ることとなつた。ここにおいて、にわかには編修功程を変更し、資料の採集・整理を急ぐ一方、本文の早期作成に努めることとなり、且つその要員の不足を補うため、やむを得ず皇室制度史の編修を一時中止し、その担当者全員をして本実録の編修を応援せしめたのである。かくて編修員一同一致協力して鋭意その完成に努めた結果、昨三十九年三月末、まず実録一部二百五十四冊（総枚数六万三百八十五枚）の編修が成り、翌四月九日これを天皇皇后両陛下の御覧に供することを得たのであつた。次いで実録抄本の作成に着手し、本年六月末、同抄本五部二百二十五冊（二部四十五冊・三千二百三十三頁）の印書を終えた次第である。

本実録の体裁は、貞明皇后実録の先例に準拠して編年史料体を用いたが、その本文は叙述体実録（明治天皇紀・大正天皇実録の例）にならつてなるべく詳密に叙述し、また便宜記事の合叙を工夫するなどの措置をとつた。この措置は、史料体の体例としては特殊なこと

であるが、貞明皇后実録の場合と同様、叙述体実録を別途に編修する必要をなからしめるために用意としてとられたものである。すなわち本実録においても、この本文のみを抄出・印書して別に実録抄本を編成し、これをもつて叙述体実録に代えると共に、併せて被覧の便に備えることとしたのである。

また本実録の内容は、昭憲皇太后の御一代六十有六年にわたり、収載した事項はおよそ六千九百余件、御起居以下公私の御動静のほとんど全般に及び、御好尚をはじめ、御逸事の類を努めて収録したのである。その間事蹟の脱漏なきを保せず、叙述もまた万全でないこととおそれるのであるが、同皇太后の御行実は、本実録によつて始めてその全般を押し得べきことと信ずるものである。

次に資料の採集については、上述の如き編修経過の中において、確証とすべきものを出来るかぎり広く採訪し、遺漏のないよう最も留意したのである。すなわち、根本史料として当庁所蔵の公文書類及び側近女官の公日記である典侍日記、京都御所御文庫御収蔵の御歌稿集を採録したほか、当部所蔵の各種関係資料をあまなく渉獵し、更に庁外においては、側近奉仕の遺老、御縁故の諸家、関係諸団体及び行啓先の官公庁・学

校・寺社など約百四十箇所に就いて採訪を行ない、また一般図書・雑誌・新聞などの利用をも図った。この結果採録資料の枚数は、五万五千三百枚の多数に上っている。しかしながら他面、明治六年以前の公文書類、或は一条家の諸記録の如く、皇居の炎上、震災その他の事由によつて、散逸した資料も少くなかつたことは、はなはだ遺憾とするところである。

顧みると、本実録の編修に着手して以来七年有半、この間特に上述の如き計画変更があり、このため編修の諸功程が一時に集中・錯綜し、これを処理する編修員の苦心も少くはなかつたが、幸いに関係各方面の協力によつて、ここに概ね所期の成績を収め得た次第である。なお本実録に附属すべき御年譜は、目下印書中で、本年度末に完成する予定である。

本概要は、その名のとおり簡にして要を得たものであるが、その内容を整理するとつぎのようなものとなろう。

①昭和十二年一月に始められた「昭憲皇太后実録」の編修は、同二十年八月、戦災により稿本や資料の大半を焼失し、その後一時編修を中止。

②昭和三十三年十一月、編修が再開され新たに編修要綱を定め、およそ七箇年の年限で編修に着手。ただし、着手後一年有余の間は、「貞明皇后実録」の編修が継

続のため本格化できなかつた。

③昭和三十四年三月以降、編修課長統轄の下に編修課編修係の全員により資料の調査・採集を進めたが、同三年六月に至り皇太后の五十年御式年祭までに実録を完成することになる。

④編修促進のため編修功程が変更され、資料の採集・整理を急ぐ一方、本文の早期作成に努めた。また要員不足を補うため皇室制度史の編修を一時中止し、その担当者全員で編修に取り組んだ。

⑤昨三十九年三月末に実録の編修が成り、翌四月九日これを天皇皇后両陛下の御覧に供した。ついで実録抄本の作成に着手し、四〇年六月末に抄本の印書を終えた。

⑥実録の体裁は、「貞明皇后実録」に倣い編年史料体としたが、本文は叙述体を用い、また便宜記事の合叙を工夫した。これは史料体としては特殊であるが、「貞明皇后実録」の場合と同様、叙述体実録を別途編修する必要がないようにするため、本文のみを抄出・印書して別に実録抄本を編成し、これを叙述体実録に代えると共に、併せて被覧の便に備えた。

⑦実録に収載した事項はおよそ六、九〇〇余件、御起居以下公私の御動静全般に及び、御好尚をはじめ、御逸事の類を収録した。皇太后の御行実は、実録によりは

じめてその全般を知ることができる。

⑧資料は宮内庁内外の諸資料を広く採訪したが、他面、明治六年以前の公文書類や一家の諸記録のように皇居の炎上、震災その他の事由によつて散逸した資料も少なくなかつた。

⑨編修着手以来七年有半、計画変更もあり編修の諸功程が一時に集中・錯綜し苦心したが、概ね所期の成績を収めた。なお実録に附属すべき御年譜は、目下印書中で、本年度末に完成する予定⁽¹⁷⁾。

なお、⑨中の御年譜の作成であるが、このことを検討するものとしてA「昭憲皇太后年譜稿本例文」(昭和廿九年六月)と、B「年譜原案検討上の問題点」(但し印は謄承済のもの) 39831]と題する二つのものがある。宮内省(庁)で編修された天皇・皇族の実録に附された年譜の作成については、従来あまり検討されていない。しかし、年譜を作成する編修側の問題意識をさぐる上でも参考になるものと判断しているの
で左に引用してみたい。

①は具体的にいろいろなケースを想定して例文を示したもので、それを基礎に検討が加えられている。ここでは訂正後のものを引用する⁽¹⁸⁾。

〔昭憲皇太后年譜稿本例文〕

(昭和廿九年六月)

○恒例儀式・行事関係

新年拝賀式ニ臨御

神宮・神仏各宗派管長ノ新年拝賀ヲ受ケラル

元始祭ニツキ代拝セシメラル

歌御会始(御講書始)ニ臨御

歌御会始ニ御詠進

未成年皇族ノ拝賀ヲ受ケラル

幟仁親王及ビ未成年皇族ノ拝賀ヲ受ケラル

皇族妃ヲ召シテ新年ノ御内宴ヲ催サル

青山御所ニ行啓、尚本年屢々同御所ニ成ラセラル

皇太后ノ御参内ヲ迎ヘラル、尚本年屢々皇太后ノ御参内ヲ迎ヘラル

天長節祭ニツキ代拝セシメラル

皇族妃ヲ召シテ天長節祝賀ノ御内宴ヲ催サル、皇太后ノ御参内ヲ迎ヘラル

御誕辰ニツキ皇族以下ノ拝賀ヲ受ケラル

御誕辰ニツキ参賀者ニ立食ヲ賜フ(拝賀ノナイ場)

合

皇太后御誕辰ニツキ御使ヲ遣シテ料理ヲ進ゼラル

皇太后御誕辰ニツキ青山御所ニ成ラセラル

孝明天皇例祭ニツキ皇靈殿・陵所ニ代拝セシメラル

観桜会(於浜離宮)ニ臨御

青山御所御苑ニ成ラセラル、菊花拝観ノ諸員ニ謁ヲ

賜フ

○御行動関係

御風邪（御微恙、流行性感冒）ニヨリ御仮床

肺炎ヲ御併発

頃日来ノ御風邪本日御平癒

御床扨

皇太子妃節子ヲ伴ヒテ浜離宮ニ行啓

学習院女学部創立記念式・常磐会大会ニ行啓

日本赤十字社総会（於日比谷公園）ニ行啓、令旨ヲ

賜フ

日本赤十字社総会ニ御名代依仁親王妃周子ヲ御差

遣、令旨ヲ賜フ

東京慈恵会総会ニ行啓、尋テ芝離宮ニ於テ同会幹事

ニ陪食ヲ賜フ

華族女学校卒業式ニ行啓

芝離宮ニ行啓、華族有志等ノ雅楽ヲ聞カセラル

芝離宮ニ行啓、皇族妃以下ヲ召シテ晚餐ヲ催サル

侯爵前田利為邸ニ行啓（府内ノ私邸ノ所在地ハ書カ

ヌコト）

新橋駅ニ行啓、中国地方ニ行啓ノ天皇ヲ御奉送

天皇神宮御参拜ノ為御出発ニツキ御使ヲ新橋駅ニ

遣シテ奉送セシメラル

威仁親王・同妃出発ニツキ御使ヲ新橋駅ニ遣シテ

見送ラシメラル

一条悦子・同女姪子・其ノ女正子ニ謁ヲ賜フ

侯爵中山忠能等ヲ召シテ観菊ノ宴（当座御歌会）ヲ

催サル

裕仁親王病氣ニツキ賢所ニ平癒ヲ祈願セラル

〔葉山行啓〕

葉山御用邸ニ行啓

北白川宮別邸ニ成ラセラル

鎌倉御用邸ニ行啓、即日葉山ニ還御

立石・子持石両海岸ニ成ラセラル

舟ニテ長者ヶ崎ニ成ラセラル

皇太子参邸ニツキ御対面

皇太子妃節子ト午餐御会食

葉山ヨリ還啓

〔沼津行啓〕

沼津御用邸ニ行啓

男爵岩崎久弥別邸ニ成ラセラル

千本浜ニ成ラセラル 我入道浜ニ成ラセラル

高島小金治別邸ニ成ラセラル

塩久津ニ成ラセラル

田子浦ニ行啓

金岡村大中寺（興津町清見寺）ニ行啓

沼津町日枝神社（三島町三島神社）ニ行啓

原町植松与右衛門邸（片浜村真木平一郎邸）ニ行啓

牛臥山麓、世古直道邸・公爵大山巖別邸ニ成ラセラル

横須賀水雷団ノ演習ヲ御覽

沼津町外二村二道路橋梁修繕費ヲ、同町村在住高齢

者ニ菓子料ヲ、沼津小学校（三島高等女学校）外四校

ニ学校費ヲ賜フ

沼津ヨリ還啓

江ノ島ニ行啓、岩本亮泰方ニ御泊

鶴岡八幡宮・長谷寺ニ行啓、尋テ東京ニ還啓

○外交関係

ベルギー国皇帝ヨリ新年ノ祝電（御誕辰祝賀ノ電報）

ヲ寄セラレタルニヨリ礼電ヲ発セララル

伊国皇后御誕辰ニツキ祝電ヲ発セララル

英国皇帝御誕辰ニツキ祝賀ノ御使ヲ同国公使館ニ

遣サル

清国皇族載波涛ヨリ贈進ノ品ヲ受ケラル

ベルギー国皇弟フランドル薨去ニツキ弔問使ヲ同国

公使館ニ御差遣、又宮中喪ヲ服セララル

独聯邦メクレンブルヒ国皇族アルブレヒト公・同妃

来航ニツキ御対面、尋テ公・同妃ノ為ニ午餐御催ニツキ臨御

ベルギー国公使ナイト夫妻著任（婦任）ニツキ御引見

韓国駐在米国公使モルガン赴任ノ途次来航ニツキ御

引見

露国公使スツルーエ夫妻賜暇帰国ニツキ御引見

米国公使館附武官ウード夫妻帰国ニツキ御引見、御

写真ヲ賜フ

韓国皇帝ノ妃嚴氏ニ御贈進ノ花瓶等ヲ遣韓特派大使

侯爵伊藤博文ニ託セララル

韓国皇太子李垠旅行ニ出發ニツキ御対面、物ヲ贈ラ

ル

オーストリア・ハンガリー国公使クルムバアクノ女

結婚ニツキ御使ヲ遣シテ祝品ヲ賜フ

○官吏任免関係

式部長伯爵戸田氏共新任ニツキ謁ヲ賜フ

ブラジル国駐在弁理公使杉村濬夫妻赴任ニツキ謁ヲ

賜フ

侍従武官宮本照明転任ニツキ謁ヲ賜フ

東宮大夫齊藤桃太郎帝室会計審査局長ニ転任ニツ

キ謁ヲ賜フ

清国駐在公使内田康哉ノ妻政夫ノ任地ニ赴クニヨリ物ヲ賜フ

露国駐在大使館参事官落合謙太郎夫妻帰国ニツキ、又侍従武官島内恒太新任ニツキ夫々謁ヲ賜フ

宮内省備ヘルツ夫妻帰国ニツキ御引見

○御奨励・救恤関係

家庭学校ニ事業御補助トシテ金員ヲ賜フ

大日本選書奨励会選書展覽会開催ニツキ金員ヲ賜フ

日本漆工会漆工競技会開催ニツキ金員ヲ賜フ

慈善演劇会開催ニツキ大日本帝國水難救済会ニ金員ヲ賜フ

行道学会創立十周年記念会開催ニツキ金員ヲ賜フ

米国公使グリスコムノ妻主権ノ慈善音楽会ノ入場券ヲ御買上

同仁会主権ノ「ここに「開催理由」との書き込みあり」引用者」音楽会ノ入場券ヲ御買上

福島県下（台湾総督府管内）水害ニツキ救恤金ヲ賜フ

鹿児島県東桜島村火災ニツキ救恤金ヲ賜フ

東京府・埼玉県等一府十一県下（宮城県外二県）暴

風雨ニツキ救恤金ヲ賜フ

汽船名取川丸沈没ニツキ救恤金ヲ賜フ

日本赤十字社病院・東京慈恵医院収容ノ救療患者・

福田会育児院収容ノ児童ニ衣料ヲ賜フ

東京感化院ニ爾後五年間年金ヲ賜フ

武市半平太妻富子高齢ニ達セルニヨリ物ヲ賜フ

侯爵蜂須賀茂韶妻随子等ニ賜謁、明年度東京慈恵医

院幹事ヲ命ゼラル

靖国神社臨時祭ニツキ祭資ヲ御寄附

○慶弔関係

成久王妃房子内親王著帯ニツキ御使ヲ遣シテ祝品ヲ贈ラル

皇太子妃節子分媛、皇孫男子誕生ニツキ御使ヲ御差遣、又皇太子・同妃ニ交魚ヲ贈ラル

威仁親王妃慰子分媛ニツキ交魚ヲ贈ラル

成久王ノ王子誕生ニツキ御使ヲ遣シテ祝品ヲ贈ラル
第二皇子命名（敬仁親王）ニ当リ祝品ヲ贈ラル、又

命名奉告ノ祭典ニ代拝セシメラル

宣仁親王命名ニ当リ御使ヲ遣シテ祝品ヲ贈ラル

菊麿王王子藤麿王命名ニ当リ菊麿王ニ祝品ヲ贈ラル

公爵徳川慶喜孫慶子命名ニ当リ祝品ヲ賜フ

敬仁親王賢所皇靈神殿初参拝ニツキ祝品ヲ賜ラル

宣仁親王宮中三殿初参拝・初参内ニツキ御対面、祝

品ヲ贈ラル

宣仁親王旧曆ノ初節句ニツキ祝品ヲ贈ラル

宣仁親王簪初ニツキ祝品ヲ贈ラル

輝久王臣籍降下ニツキ天皇ト俱ニ朝見ノ儀ニ臨御、

又祝品ヲ賜フ

公爵鷹司灑通男信灑授爵ニツキ祝品ヲ賜フ

允子内親王鳩彦王ト婚約ニツキ御使ヲ遣シテ鳩彦王ノ幣幣ヲ伝達シ、婚期ヲ告ゲシメラレ、又天皇ト祝品ヲ御取交セアリ

鳩彦王結婚勅許御礼ノ為参内ニツキ御対面、又御使ヲ遣シテ祝品ヲ贈ラル

允子内親王結婚ノ為御暇乞ニ参内ニツキ御対面、物ヲ贈ラル

允子内親王ニ御使ヲ遣シテ勲一等宝冠章ヲ授ケラル

天皇ト俱ニ鳩彦王・同妃ノ結婚後朝見ノ儀及ビ祝宴

ニ臨御、又王・同妃ニ御使ヲ遣シテ祝品ヲ贈ラル

侯爵中山忠能孫良子結婚ニツキ祝品ヲ贈ラル

邦彦王結婚ニツキ御使ヲ遣シテ王・同妃ニ祝品ヲ贈

ラル

邦彦王・同妃結婚御礼ノ為参内ニツキ御対面

威仁親王・同妃独英両国訪問ノ為渡欧ニツキ御対面、

物ヲ贈ラル

威仁親王・同妃出発ニツキ御使ヲ新橋駅ニ遣シテ見送ラシメラル

威仁親王・同妃欧洲ヨリ帰朝ニツキ御使ヲ新橋駅ニ遣シテ迎ヘシメラレ、又交魚等ヲ贈ラル

貞愛親王米回国ヨリ帰朝ニツキ交魚等ヲ贈ラル

侯爵山内豊景妻禎子欧洲ヨリ帰朝ニツキ謁ヲ賜フ

山内禎子帰朝ニツキ物ヲ賜フ

敬仁親王新邸ニ移居ニツキ祝品ヲ贈ラル

故彰仁親王妃頼子移居ニツキ祝品ヲ贈ラル

枢密顧問官伯爵佐々木高行還曆（古稀・米寿）ノ賀ニツキ祝品ヲ賜フ

一条家旧臣伊地知貫八十ノ賀ニツキ祝賀トシテ金品ヲ賜フ

晃親王ノ古稀ノ賀宴ニ臨御ノ為山階宮邸ニ行啓

麁香間祇候嵯峨実愛ニ宮中杖ヲ差許サレタルヲ祝シ

金員ヲ賜フ

宮中顧問官三浦安金婚式ニツキ祝品ヲ賜フ

枢密顧問官伯爵副島種臣病氣ニツキ御尋トシテ菓子ヲ賜フ

佐々木高行病氣ニツキ御尋トシテ御使ヲ遣サル

式部長男爵三宮義胤病氣ニツキ御尋トシテ御使ヲ

御差遣、金員ヲ賜フ

宮中顧問官伯爵清棲家教病氣ニツキ御尋トシテ侍

医ヲ御差遣、又葡萄酒等ヲ賜フ

一条良子危篤ニツキ御使ヲ御差遣、尋デ御見舞ノ為
同邸ニ行啓

副島種臣死去ニツキ祭資ヲ賜フ

野村靖死去ニツキ御使ヲ遣シテ祭案料ヲ賜フ

田中伊与子死去ニツキ弔問使ヲ遣サル

田中伊与子ノ靈前ニ幣帛・祭資ヲ賜フ

多喜子内親王靈遷ノ儀・入棺ノ儀ニツキ夫々榼ヲ供
へ、代拝セシメラル

多喜子内親王棺前祭ニツキ代拝セシメラル

多喜子内親王葬送ニツキ榼ヲ供へ、代拝セシメラル

多喜子内親王靈代奉遷ニツキ代拝セシメラル

邦憲王百日祭ニツキ榼・菓子ヲ供へ、代拝セシメラ
ル

松平通子一周忌〔法会〕ニツキ花ヲ賜フ

一条良子七回忌法会ニツキ花・菓子料ヲ賜フ

熾仁親王十年祭ニツキ花・菓子ヲ供へラル

三条西季知三十年祭ニツキ花・菓子及び御歌ヲ賜フ

○戦争・軍事関係

聯合艦隊司令長官東郷平八郎出征ニツキ謁ヲ賜フ

黒溝台会戦戦捷ニツキ満州軍総司令官侯爵大山巖ニ
令旨ヲ賜フ

参謀本部次長長岡外史ヨリ戦況ヲ聞カセラル

呉海軍工廠長山内万寿治ヨリ同工廠ノ写真ノ説明ヲ
聞カセラル

陸軍騎兵少尉恒久王戦地ヨリ帰還ニツキ御対面、交
魚等ヲ贈ラル

陸軍大将男爵川村景明転任ノ為戦地ヨリ帰還ニツキ
謁ヲ賜フ

海軍省・海軍軍令部ニ慰勞トシテ酒肴ヲ賜フ
陸軍戦傷將兵ニ御調製ノ繙帯ヲ賜フ

傷病將兵慰問ノ為女官ヲ横須賀海軍病院ニ遣サル

傷病將兵慰問ノ為侍従武官ヲ東京陸軍予備病院ニ
御差遣、入院患者ニ菓子料ヲ賜フ

傷病將兵慰問ノ為東京陸軍予備病院ニ御差遣ノ侍
従武官伊藤瀬平ニ賜謁、又其ノ御差遣ニ当リ入院

患者ニ菓子料ヲ賜フ

佐世保軍港ニ停泊中ノ聯合艦隊ヘノ侍従武官御差遣
ニ当リ戦傷者ニ菓子料ヲ賜フ

侍従武官ノ清国御差遣ニ当リ同地駐屯軍ニ御沙汰
書ヲ、又傷病將兵ニ菓子料ヲ賜フ

樺太・サガレン州方面駐在部隊ニ御差遣ノ侍従武
官桑田安三郎ニ賜謁、令旨ヲ賜フ、又其ノ御差遣

ニ当リ將兵等ニ煙草・菓子料等ヲ賜フ

韓国駐在陸海軍部隊ニ御差遣ノ侍従武官男爵山根一

貫帛京ニツキ謁ヲ賜フ

曩ニ滿洲ニ御差遣ノ侍從武官伊藤瀨平ヨリ其ノ^傳狀況ヲ聞カセラル

海軍中將子爵伊東祐磨男綱丸戦死ニツキ御尋トシテ

祐磨ニ菓子ヲ賜フ

陸軍歩兵大佐太田貞固戦傷平癒ニツキ謁ヲ賜フ

滿洲軍總司令官侯爵大山巖凱旋ニツキ謁ヲ賜フ

〈特ニ大キナ金員ノ下賜ハ採ル〉

聯合艦隊司令長官東郷平八郎凱旋ニツキ料理等ヲ賜フ

軍艦葛城進水式挙行ニツキ御使ヲ遣サル

つぎに③であるが、③は①との関係が不明だが、年譜編修の目的を確認した上で、個別具体的な問題での統一的な対処方について問題提起したものである。

○年譜編修の目的を明瞭にすること
年譜原案検上の問題点(但○印は誤承済のもの) 39,831

(私案)

昭憲皇太后実録の披見に便し、併せて同皇太后御

一代の主要な御事蹟を通観し得るものたらしめる。

・以上の目的に沿う為に、一事件一項目とする様、心掛ける

・此の事は又清書及び印書の期間を相当に短縮し得

る利点がある

〔I〕原案記載の一項全部の削否を検討すべきもの

(初出に併載)

(1)同内容の事柄が反覆記載されているもの

例 ①御乗馬

②青山御所行啓(既皇居御在任中)

③馬術御覽

④病氣御尋(同一人に対する)

御贈答

⑤巡幸中の慰問

⑥戦役中の政府官吏等への料理下賜

⑦軍人慰問

⑧(ホ)東京・京都間の御泊(明治2年・9年)

⑨(全部記す)

⑩(ハ)沼津、葉山御滞在中の海岸御散策(葉山 39,37,38 沼津 39,大3)

⑪(ト)十日祭〜五十日祭、初七日忌〜七七忌忌

(2)前出事項の当然の結果として記載されているもの

○例 ①御差遣の侍從武官の覆命の為の拝謁等(マ)

○ ②御仮床と御床(カ)

(3)元来同時に行はるべきものが御都合により両日に

亘るもの(鮮微な)

○例 ①外国よりの帰朝者に対する賜物と賜謁及

びこれに類するもの(海外渡航 結婚等)

—翌日組のもの

(4)恒例につき削除し得るもの(軽微なもの)

○例(イ)天長節の天皇に対する祝品御贈進

(5)年譜に要約しきれないもの

○例(イ)「御歌ヲ詠ゼラル」の理由となるもの等

(6)〔Ⅱ〕の(1)の一句削除の為、掲出理由の不明に帰するもののみ「……ト俱ニ」「……ヲ伴テ」をつける

〔Ⅱ〕原案中の一語(句)の削否を検討すべきもの

①「天皇ト俱ニ」「皇太后ト俱ニ」「皇太子ヲ伴ヒテ」

②救恤金下賜の対象：「罹災者ニ」「遭難者遺族ニ」

③「御養母一条順子・公爵一条実輝妻悦子同女姪子二謁ヲ賜フ」

下線の部分は削除(他の続柄については—御生母 御 兄・御姉)

④他に肩書ある場合の爵位

⑤「従二位中山慶子」

⑥兼官

(7)賢所・社寺等に対する病氣平癒祈願の期間「本日より〇日間」

宮中喪の期間は記していない

⑧当座御歌会の場所(召された人の名前も)

(9)外国皇帝崩御の時の皇帝の名前(外国皇族ノ場合トノ釣合ヒハ)

(10)賜謁と賜物、遣使と賜物等の如く一項中に皇后の行実が二度出る時は、その一方を削る(主要な方を残す)

原案でも既に凱旋者等に対する賜謁・賜物は賜物を削っているが、更に他のものについて整合の要あらん

⑪年初ノ「祝饌御会食」

⑫〇年忌「法会」とる

⑬病氣御尋トシテ↓病氣ニツキ

⑭慈恵医院幹事 ○爵○○妻○○○↓

〔Ⅲ〕原案の記載に検討の余地あるもの

(1)宮中祭祀の御(代)拝殿名

・原案では、天皇の例祭・式年祭にのみ「皇
 灵(殿)ニ御(代)拝」と記しているが、「皇
 灵ニ」は必要か

・御(代)拝の殿名は、年代により変化して
 いる

・神武天皇例祭に陵所の御代拝はない

(2)御泊所

必要ならざるもの（6、6／19～27頁）と必要なものもあり

〔IV〕その他

- (1) 外国人名―原案の省略の仕方の可否↓調査中
- (2) 直接の御行実でない事項の掲出法

・官制改正 ・任免 ・稚高依姫尊
・稚瑞照彦尊 } 誕生・薨去

右の①と②は、実際に編修された年譜との間に齟齬があるかも知れない。しかし、多年且つ複数の人員で編修されるもの常として、どうしてもそうした面が出てくるのは避けられない。よって、①と②はあくまでも編修上の基本方針を確認したものとするのか妥当だと判断する。

五 「昭憲皇太后実録」の構成

「昭憲皇太后実録」の構成であるが、つぎのようなものである。

- 一、正本（ペン書き） 一部 二五四冊
- 一、抄本（タイプ） 一部 四五冊
- 一、昭憲皇太后年譜（タイプ） 一部 四五冊
- 二部（正本用一部） 八冊（一部四冊）
- 一、昭憲皇太后実録附属史料 四冊

正本二五四冊、抄本四五冊、御年譜八冊にも及ぶものである。その全体を把握するには相当調査・研究が進まないと難しいものと思うので、現在、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館で公開されている「昭憲皇太后実録」関係史料の情報を整理して、今後の調査・研究の便に供したい。

おわりに

以上、主に戦後に編修された「昭憲皇太后実録」の編修経緯について検討してみた。最初に述べたように関係資料が少なく細部に涉った検討はできていない。このため本稿での検討も基本的なものでしかない。また、関係資料を幅広く調査・発掘する作業は行われていない。今後の課題である。

「昭憲皇太后実録」の編修は、厳しい歴史の展開もあり、戦災により関係資料が焼失するなどの被害をうけて一時中止のやむなきに至った。もし戦争・戦災・戦後の混乱がなければ関係資料の調査・蒐集、関係者からの談話聴取等がよりスムーズに行えた可能性が高かったであろう。

しかし、「昭憲皇太后実録」の編修は、それを現実のものとして受け入れ、戦後、宮内庁の下、新たに「昭憲皇太后実録」の編修を開始した。それは予算・人員などいくつかの問題を抱えながらも、昭和三十九年三月末に「昭憲皇太

后実録」の編修が成り、天皇皇后の御覧に供した。ついで実録抄本の作成がめざされ、昭和四〇年六月末に抄本の印書を終え、さらには昭和四一年三月末に御年譜を完成させた後、それぞれ天皇皇后、皇太子・同妃へ奉呈された。宮内省時代に編修されていた「昭憲皇太后実録」と比較してみたい気持ちに駆られるがそれは不可能である。

さて、既述したように現在、「昭憲皇太后実録」は、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館で公開されている。関連資料が少ない分、実録そのものを検討することにより近代の皇后としての実録として、また、史書としての特徴を明らかにしていくことが可能である。

明治天皇に寄り添うが如く、近代日本の激しい歴史の中で、皇后として近代化の流れに棹さして近代における皇后としてのあり方を追求し、それをものの見事に体现された皇后の御生涯を知る意味からも、いつの日か「昭憲皇太后実録」が出版され、国内外の人々がその御生涯に対して深い識見と理解を寄せることができる環境、さらには宮内公文書館には昭憲皇太后の御集をはじめとする関係史料が数多く所蔵されているので、こうした諸史料を用いて昭憲皇太后のより総合的な研究が行われる環境を整えることが求められよう。

注

(1)

若菜みどり「皇后の肖像 昭憲皇太后の表象と女性の国民化」(筑摩書房、二〇〇一年)、片野真佐子「皇后の近代」(講談社、二〇〇三年)、小田部雄次「昭憲皇太后・貞明皇后―一筋に誠をもちて仕えなば―」(ミネルヴァ書房、二〇一〇年)などがある。なお、昭憲皇太后については御集に関するものが数多く刊行されていることも見逃せないことである。

(2)

本稿での史料引用は、基本的に常用漢字を用いた。なお、読みやすさを考慮して合わせ字などは開き、適宜句読点を付したところがある。

(3)

「編修課事業概要」によると、焼失を免れた資料として「昭憲皇太后実録(四十六括)」があったという(『書陵部紀要』第一号、昭和二十六年)。但し、その内容については判明しない。この資料は、昭和三二年から開始された「昭憲皇太后実録」の編修において活用されたという。宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵・図書寮「実録編修録」(自昭和九年至昭和二年)(識別番号一七三三五)。宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵・図書寮「重要雑録」(昭和一七年)(識別番号二六七四八)。

(4)

前掲「実録編修録」(自昭和九年至昭和二年)。

(5)

なお、昭和三二年一月一二日付決裁より少し前の昭和三二年一〇月二九日付で「昭憲皇太后実録編修の為の基礎作業案(三二・十・二九)」(宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵・編修課「貞明皇后実録編修録、貞明皇后実録史料目録、貞明皇后実録関係3要談話聴取者名簿、昭憲皇太后実録関係(昭憲皇太后)実録関係照会綴」

〈識別番号二七六一五〉と題する書類が作成されており、そこには左のような点が基礎作業として認識されていた。

(一)〇年度別公文書目録(書陵部所蔵のもの。各部署所蔵のものも調査) 作製

(二)●行幸啓年表の作製

幸啓録を採取しつゝ、作製し、総務課作製のものその他によつて追補する

(三)〇側近奉仕職員表(男子・女子)の作製

明治天皇紀副本類及び秘書課任用係所蔵の履歴の調査

(四)〇職官沿革の調査

(五)〇昭憲皇太后関係図書調査及び目録の作製

また、編修が少し進んだ段階のものであろうか、昭和三年七月から同三五年六月にかけて行う史料採取について、皇后宮職日記の残部、幸啓録・行啓録の残部(行啓録は幸啓録と対照の上採取のこと)の採取、分担年度の確定と採取・謄写の実施、厳格な校合、明治天皇紀(史料稿本)・旧修本・英照皇太后実録の参照などを行うべしとの確認がなされている(前掲「貞明皇后実録編修録、貞明皇后実録史料目録、貞明皇后実録関係3要談話聴取者名簿、昭憲皇太后実録関係(昭憲皇太后)実録関係照会綴」)。

(8) 前掲「貞明皇后実録編修録、貞明皇后実録史料目録、貞明皇后 実録関係3要談話聴取者名簿、昭憲皇太后実録関係、(昭憲皇太后) 実録関係照会綴」。

(9) 「昭憲皇太后実録概要」(前掲「貞明皇后実録編修録、貞明皇后実録史料目録、貞明皇后実録関係3要談話聴取者名簿、昭憲皇太后実録関係3要談話聴取者名簿、昭憲皇太后実録関係(昭憲皇太后) 実録関係照会綴」)。

簿、昭憲皇太后実録関係(昭憲皇太后)実録関係照会綴)。

(10) 「昭憲皇太后実録資料採取規準」や「昭憲皇太后実録編修要綱」は、その内容からして「貞明皇后実録」の編修経験が大きく反映していたことはいうまでもないことである。本稿では「貞明皇后実録」の編修については言及する余裕はないので別稿で述べる予定である。

(11) 史料には「六」とあり以下の事項もそれに続くが、これは明らかな誤りなので筆者の判断でここから「七」「八」……とした。

(12) この(案)なる規定がどの段階まで有効であったのか、即ちある段階で(案)を取ったのか、或は最終的に実録が完成するまで拘束したのか、不明である。

(13) 「オ」とは丁の表、「ウ」は丁の裏のこと。

(14) 史料には「3」とあり以下の事項もそれに続くが、これは明らかな誤りなので筆者の判断でここから「2」「3」……とした。

(15) この史料には、手書きで「三五・一二・二」と記されている。この規準が起草・検討された時期と推定される。

(16) 前掲「貞明皇后実録編修録、貞明皇后実録史料目録、貞明皇后実録関係3要談話聴取者名簿、昭憲皇太后実録関係、(昭憲皇太后) 実録関係照会綴」

(17) 御年譜は、昭和四一年九月に奉呈されている。

(18) なお、欄外に書き込みがあり、本文を理解する上で重要なものと思われるが、書き込みが正式な方針なのかどうか判明しないところもあるので、ここではそれを指摘するに止めておく。

(大正大学文学部教授)

識別番号	公文書名	該当年	作成課	作成年	形態
267	75858 昭憲皇太后実録 抄本8	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
268	75859 昭憲皇太后実録 抄本9	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
269	75860 昭憲皇太后実録 抄本10	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
270	75861 昭憲皇太后実録 抄本11	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
271	75862 昭憲皇太后実録 抄本12	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
272	75863 昭憲皇太后実録 抄本13	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
273	75864 昭憲皇太后実録 抄本14	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
274	75865 昭憲皇太后実録 抄本15	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
275	75866 昭憲皇太后実録 抄本16	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
276	75867 昭憲皇太后実録 抄本17	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
277	75868 昭憲皇太后実録 抄本18	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
278	75869 昭憲皇太后実録 抄本19	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
279	75870 昭憲皇太后実録 抄本20	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
280	75871 昭憲皇太后実録 抄本21	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
281	75872 昭憲皇太后実録 抄本22	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
282	75873 昭憲皇太后実録 抄本23	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
283	75874 昭憲皇太后実録 抄本24	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
284	75875 昭憲皇太后実録 抄本25	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
285	75876 昭憲皇太后実録 抄本26	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
286	75877 昭憲皇太后実録 抄本27	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
287	75878 昭憲皇太后実録 抄本28	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
288	75879 昭憲皇太后実録 抄本29	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
289	75880 昭憲皇太后実録 抄本30	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
290	75881 昭憲皇太后実録 抄本31	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
291	75882 昭憲皇太后実録 抄本32	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
292	75883 昭憲皇太后実録 抄本33	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
293	75884 昭憲皇太后実録 抄本34	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
294	75885 昭憲皇太后実録 抄本35	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
295	75886 昭憲皇太后実録 抄本36	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
296	75887 昭憲皇太后実録 抄本37	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
297	75888 昭憲皇太后実録 抄本38	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
298	75889 昭憲皇太后実録 抄本39	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
299	75890 昭憲皇太后実録 抄本40	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
300	75891 昭憲皇太后実録 抄本41	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
301	75892 昭憲皇太后実録 抄本42	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
302	75893 昭憲皇太后実録 抄本43	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
303	75894 昭憲皇太后実録 抄本44	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
304	75895 昭憲皇太后実録 抄本45	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
305	75896 昭憲皇太后実録 抄本46 年譜1	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
306	75897 昭憲皇太后実録 抄本47 年譜2	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
307	75898 昭憲皇太后実録 抄本48 年譜3	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
308	75899 昭憲皇太后実録 抄本49 年譜4	嘉永2年～大正3年	書陵部編修課編	昭和40年、附41年	タイプ
309	78887 昭憲皇太后実録附属資料1 行啓記録他		書陵部編修課編	昭和39年	
310	78888 昭憲皇太后実録附属資料2 行啓記録他		書陵部編修課編	昭和39年	
311	78889 昭憲皇太后実録附属資料3 行啓記録他		書陵部編修課編	昭和39年	
312	78890 昭憲皇太后実録附属資料4 行啓記録他		書陵部編修課編	昭和39年	